

(別紙2)

川崎市地域相談支援センター設置・運営法人選定基準

川崎市地域相談支援センター運営業務受託予定法人については、次の基準により選定するものとする。

1 各項目と配点比率

	評価項目	評価の着目点	配点
1	相談支援事業の実績	・指定特定相談支援事業所、障害者相談支援事業（地域相談支援センター）、基幹相談支援センターの運営実績があるか。 ※市内外を問わない。	10 点
2	事務所の設置場所等	・利便性の確保を図る提案となっているか。 ・独立性の確保を図る提案となっているか（事務所を法人本部及び他の障害福祉サービス事業所等と別の場所に設置するか、併設の場合は独立性の確保のための対応がなされているか等）。	5 点
3	業務実施方針（運営方針）	地域相談支援センターの役割を理解し、適切な運営方針となっているか。	10 点
4	関係機関との連携と地域のネットワークづくりの実績①	・障害者の相談支援体制（障害福祉サービス事業所等・指定特定相談支援事業所・地域相談支援センター・基幹相談支援センター・地域リハビリテーションセンター等）における地域の関係機関との連携、地域のネットワークづくりの実績があるか。 ※実施地域を問わない。	10 点
5	関係機関との連携と地域のネットワークづくりの実績②、その実施計画	高齢者や児童等の分野横断的な相談支援、包括的相談支援に関する地域の関係機関との連携、地域のネットワークづくりの実績があるか。 ※実施地域を問わない。 ・事業実施を希望する区における取組計画が適切であるか。	5 点
6	個人情報保護の取組と苦情解決体制	・個人情報保護に関する考え方と取組が適切であるか。 ・苦情解決体制が適切であるか。	5 点
7	公平性・中立性の確保のための方策	・公平性・中立性の確保に関する考え方と方策が適切であるか。	5 点
8	職員配置等	・仕様書の職員体制を満たした提案となっているか。 （実際に配置する職員が確定していない場合には、その計画が適切か。新規採用を行う予定がある場合には、採用計画が適切か。） ・障害者の相談支援に関する実績・経験を有する人材を配置する提案となっているか。 ・欠員が生じた際の対応策が適正であるか。	5 点
9	人材育成、職員の質の確保について	・法人内・事業所内における人材育成、職員の質の確保に関する取組みが適切かどうか。 ・法人として、地域相談支援センター業務に関するフォロー体制が適切かどうか。	10 点
10	その他評価	・地域相談支援センター業務に対する理解、姿勢、熱意等が認められるか。	5 点
合 計			70 点

2 各配点の考え方

(1) 配点が5点の項目

評価	特に 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	提案なし
得点	5	4	3	2	1	0

(2) 配点が10点の項目

評価	特に 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている	提案なし
得点	10	8	6	4	2	0

3 採点基準

(1) 配点

1 出席委員あたり70点を持ち点とし、出席委員数×70点を総合計点とする。

(2) 基準点

総合計点の60%以上の得点、かつ各出席委員の点数が35点以上とする。

4 選定方法

募集する地域相談支援センターごとに、以下のとおり選定する。

(1) 提案者が1法人の場合

基準点を満たした場合、選定予定法人とする。

(2) 提案者が1法人を超える場合

基準点を満たし、かつ総合計点が最も高い得点を得た法人を本業務の選定法人とする。

同点の法人がある場合は、配点が10点の項目の合計得点が高い法人を選定法人とする。

さらに配点が10点の項目の合計得点と同点の場合は、評価項目「3 業務実施方針」の配点がより多い法人を選定法人とする。